

第1部 子ども・若者の現状

第1章 子ども・若者の人口

1 子ども・若者の人口推移	1
2 地域別の子ども・若者人口	3
3 若者の県外流出の状況	4

第2章 子ども・若者の生活習慣と意識・行動

1 基本的生活習慣	5
（1）朝食を毎日食べている児童生徒の割合	5
（2）児童生徒の就寝時間の状況	5
2 子どもの意識	6
3 子ども・若者の行動	7
（1）児童生徒によるボランティア活動の状況	7
（2）地域青少年ボランティア活動の状況	7
（3）主な少年団体とその加入状況	7
（4）青年の団体・グループとその加入状況	8
（5）地域おこし協力隊の活動状況	10

第3章 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

1 情報化社会の進展状況	11
（1）小中学生のインターネットにつながる情報端末の所有状況	11
2 子ども・若者を取り巻く有害環境等	11
（1）SNSに起因した被害児童数の推移	11
（2）本県におけるSNSに起因した福祉犯被害数	12
（3）子供を対象とした犯罪・声かけ等事案／薬物犯罪の状況	12

第4章 若者(15~34歳)の労働

1 若者の就労状況	14
（1）産業別就労人口	14
（2）若者の就業状態	15
（3）雇用者(役員を除く)の雇用形態	16
（4）若年男女別の現金給与額の状況	17
（5）若者の失業率の推移	17
2 新規学卒者の状況	18
（1）高等学校卒業後の状況	18
（2）新規学卒者(中学校、高等学校)の職業紹介状況の推移	18
（3）新規学卒者(中学校、高等学校)の産業別・規模別新規求人受理状況	20
（4）在職期間別離職状況(高校卒業者)	21

第5章 困難を有する子ども・若者

1 若年無業者(ニート)・フリーターの状況	22
(1) 若年無業者の割合	22
(2) フリーター・若年無業者数の推移	22
(3) 新卒無業者の状況	23
2 ひきこもり等の状況	24
(1) 困難を有する若者に関するアンケート調査	24
(2) ひきこもりに関する推計(内閣府推計値)	25
(3) ひきこもり等の相談件数	26
3 不登校の状況	27
(1) 学校数及び児童・生徒数	27
(2) 長期(30日以上)欠席の児童・生徒数(小学校・中学校)	28
(3) 高等学校の不登校生徒数	29
(4) 不登校の要因	30
4 高等学校における中途退学の状況について	31
(1) 中途退学者数と割合の推移	31
(2) 高等学校中途退学の理由について	31
5 障がいのある子ども・若者	32
(1) 身体障がい児・知的障がい児の数	32
(2) 県発達障がい者支援センターにおける相談件数	32
(3) 特別支援学校在籍者数(国立を含む)	33
(4) 特別支援学級在籍者数	33
6 少年非行の状況	34
(1) 非行少年等の概況	35
(2) 刑法犯少年	36
(3) 特別法犯少年	37
(4) 触法少年	38
(5) ぐ犯少年	39
(6) 不良行為少年	39
7 いじめの認知件数	41
8 暴力行為の発生状況(小中高合計)	42
9 子どもの貧困	43
(1) 子どもの貧困率(全国)	43
(2) 生活保護世帯の増加	44
(3) 就学援助をうけている児童生徒の増加	44
10 子どもの虐待	45
(1) 児童虐待の状況	45
(2) 児童虐待の内容	46

第2部 子ども・若者育成支援施策の実施状況

第1章 令和3年度における主な取組み

1 子ども・若者の育成と自立に向けた支援	47
(1) 子ども知事室	47
(2) 青少年健全育成県民運動の展開	47
(3) インターネット環境に関する取組み	49
(4) 有害環境浄化の取組み	50
(5) インターネット上の有害情報	52
(6) 深夜遊技施設及び図書類取扱い店等立入り調査状況	53
2 若者が活躍できる環境づくりの推進	55
(1) 審議会における若者委員登用の推進	55
(2) 輝く県民活躍大賞	56
(3) 若者支援コンシェルジュ事業	57
(4) やまがた若者情報発信事業	58
(5) やまがた若者元気発信事業	58
3 困難を有する子ども・若者や家族への支援	59
(1) 若者相談支援拠点の設置・運営	59
(2) 子ども・若者支援の地域支援ネットワークの形成	59

第2章 山形県子ども・若者ビジョンにおける施策体系

1 「山形県子ども・若者ビジョン」における施策体系	61
2 令和3年度子ども・若者育成文牛関係施策実施状況及び令和4年度関係施策の概要	64

参考資料

1 子ども・若者育成支援推進法	86
2 山形県青少年健全育成条例	92
3 山形県青少年健全育成審議会運営細則	106
4 山形県子ども・若者育成本部設置要綱	107
5 山形県子ども・若者支援地域協議会設置要綱	109
6 山形県青少年専門員設置要綱	112
7 いじめ防止対策推進法	113
8 山形県いじめ防止対策の推進に関する条例	123
9 山形県いじめ防止基本方針	126
10 令和3年度青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項	129
11 山形県青少年育成県民会議の取り組み	131
12 「大人が変われば子どもも変わる」県民運動について	132
13 令和3年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動の展開について	139
14 令和3年度“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動啓発ポスター	147
15 市町村青少年行政担当課名簿	148
16 子ども・若者にかかる窓口一覧	149
17 各種法令による青少年の呼称及び年齢区分	150
18 毎月第3日曜日は「家庭の日」	151

本書の位置付け口

本書は、山形県青少年健全育成条例第6条の9に基づき、本県の青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況をとりまとめ、県民の皆様に広く紹介するために作成するものです。

また、掲載内容は、平成27年3月に策定した「山形県子ども・若者ビジョン」を考慮しています。

用語説明

本書は、0歳から40歳未満までの者を対象とします。

○「子ども・若者」の呼称について

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

- ・ 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
- ・ 学童期は、小学生の者。
- ・ 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。
- ・ 思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- ・ 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
- ・ ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。

